

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

別紙 11

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚生省告示第 19 号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚生省告示第 20 号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚生省告示第 21 号）については、本年 2 月 10 日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚生省告示第 19 号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚生省告示第 20 号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月厚生省告示第 21 号）については、本年 2 月 10 日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p>
記	記
第 1～第 4 （略）	第 1～第 4 （略）
第 5 体制状況一覧表の記載要領について	第 5 体制状況一覧表の記載要領について
1 （略）	1 （略）
2 訪問介護	2 訪問介護
①～⑦ （略）	①～⑦ （略）
⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 4 号の 2 イに該当する場合は、 <u>「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u>	⑧ （新設）
3 訪問入浴介護	3 訪問入浴介護
①～④ （略）	①～④ （略）
⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 6 号の 2 イに該当する場合は、 <u>「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u>	⑤ （新設）
4～6 （略）	4～6 （略）
7 通所介護	7 通所介護
①～⑰ （略）	①～⑰ （略）
⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 ⑤を準用されたい。	⑱ （新設）
8 通所リハビリテーション	8 通所リハビリテーション
①～⑰ （略）	①～⑰ （略）
⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 ⑤を準用されたい。	⑱ （新設）
9 （略）	9 （略）
10 短期入所生活介護	10 短期入所生活介護
①～⑱ （略）	①～⑱ （略）
⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 ⑤を準用されたい。	⑲ （新設）
⑳ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④、⑦、⑧、⑩から⑬及び⑮から⑲については内容が重複するので、届出は不要とすること。	⑲ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④、⑦、⑧、⑩から⑬及び⑮から⑲については内容が重複するので、届出は不要とすること。
介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。	介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。
なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を確認すれば足りるものである。	なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を確認すれば足りるものである。
11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）	11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）
①～⑰ （略）	①～⑰ （略）
⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 ⑤を準用されたい。	⑱ （新設）
⑲ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③から⑩まで及び⑫から⑱までについては、内容が重複するので、届出は不要とすること。	⑱ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③から⑩まで及び⑫から⑱までについては、内容が重複するので、届出は不要とすること。
12 短期入所療養介護（病院療養型）	12 短期入所療養介護（病院療養型）
①～⑰ （略）	①～⑰ （略）

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>⑱ 介護療養型医療施設の「療養型」に係る届出をした場合は、③、④、⑤（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑥から⑨まで及び⑩から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>13 短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略）</p> <p>⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>⑳ 介護療養型医療施設の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④、⑥及び⑧から⑭までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>14 短期入所療養介護（認知症疾患型） ①～⑩（略）</p> <p>㉑ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉒ 介護療養型医療施設の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③から⑤まで及び⑦から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>15 短期入所療養介護（介護医療院型） ①～⑮（略）</p> <p>㉓ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉔ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>16 特定施設入居者生活介護 ①～⑬（略）</p> <p>㉕ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第44号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>17 特定施設入居者生活介護（短期利用型） ①～⑦（略）</p> <p>㉖ 「介護職員等特定処遇改善加算」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、16㉔を準用されたい。</p> <p>㉗（略）</p> <p>18（略）</p> <p>19 介護福祉施設サービス ①～㉕（略）</p> <p>㉘ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第88号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>20 介護老人保健施設 ①～⑩（略）</p> <p>㉙ 「ターミナルケア体制」については、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。</p> <p>㉚～㉜（略）</p> <p>㉝ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>21 介護療養型医療施設（病院療養型） ①～⑩（略）</p> <p>㉞ 「若年性認知症患者受入加算」については、大臣基準告示第96号に該当する場合に、「あり」</p>	<p>（新設）</p> <p>⑰ 介護療養型医療施設の「療養型」に係る届出をした場合は、③、④、⑤（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑥から⑨まで及び⑩から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>13 短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略） （新設）</p> <p>⑲ 介護療養型医療施設の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④、⑥及び⑧から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>14 短期入所療養介護（認知症疾患型） ①～⑩（略） （新設）</p> <p>㉑ 介護療養型医療施設の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③から⑤まで及び⑦から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>15 短期入所療養介護（介護医療院型） ①～⑮（略） （新設）</p> <p>㉓ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>16 特定施設入居者生活介護 ①～⑬（略） （新設）</p> <p>17 特定施設入居者生活介護（短期利用型） ①～⑦（略） （新設）</p> <p>㉖（略）</p> <p>18（略）</p> <p>19 介護福祉施設サービス ①～㉕（略） （新設）</p> <p>20 介護老人保健施設 ①～⑩（略）</p> <p>㉙ 「ターミナルケア体制」については、利用者等告示第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。</p> <p>㉚～㉜（略） （新設）</p> <p>21 介護療養型医療施設（病院療養型） ①～⑩（略）</p> <p>㉞ 「ターミナルケア体制」については、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>と記載させること。 ⑫～⑰（略） <u>⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 22 介護療養型医療施設（診療所型） ①～⑮（略） <u>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 23 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ①～⑬（略） <u>⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 24 介護医療院 ①～⑱（略） <u>⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 25 介護予防訪問入浴介護 ①～④（略） <u>⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 26～28（略） 29 介護予防通所リハビリテーション ①～⑫（略） <u>⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑭（略）</u> 30（略） 31 介護予防短期入所生活介護 ①～⑮（略） <u>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑰（略）</u> <u>⑱（略）</u> 32 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①～⑮（略） <u>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑰（略）</u> <u>⑱（略）</u> 33 介護予防短期入所療養介護（病院療養型） ①～⑱（略） <u>⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑱（略）</u> <u>⑲（略）</u> 34 介護予防短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略）</p>	<p>年厚生労働省告示第94号）第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。 ⑫～⑰（略） （新設） 22 介護療養型医療施設（診療所型） ①～⑮（略） （新設） 23 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ①～⑬（略） （新設） 24 介護医療院 ①～⑱（略） （新設） 25 介護予防訪問入浴介護 ①～④（略） （新設） 26～28（略） 29 介護予防通所リハビリテーション ①～⑫（略） （新設） ⑬（略） 30（略） 31 介護予防短期入所生活介護 ①～⑮（略） （新設） ⑯（略） ⑰（略） 32 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①～⑮（略） （新設） ⑯（略） ⑰（略） 33 介護予防短期入所療養介護（病院療養型） ①～⑱（略） （新設） ⑱（略） ⑲（略） 34 介護予防短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略）</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>35 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）</p> <p>⑰～⑳ (略)</p> <p>㉑ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉒ (略)</p> <p>㉓ (略)</p> <p>36 介護予防短期入所療養介護（介護医療院型）</p> <p>⑳～㉔ (略)</p> <p>㉕ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉖ (略)</p> <p>37 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>㉗～㉙ (略)</p> <p>㉚ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉛ (略)</p> <p>38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>㉜～㉞ (略)</p> <p>㉟ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第48号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>39 夜間対応型訪問介護</p> <p>㊱～㊳ (略)</p> <p>㊴ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>40 地域密着型通所介護</p> <p>㊵～㊷ (略)</p> <p>㊸ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>41 認知症対応型通所介護</p> <p>㊹～㊻ (略)</p> <p>㊼ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>42 小規模多機能型居宅介護</p> <p>㊽～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>44 認知症対応型共同生活介護</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様である</p>	<p>(新設)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p>35 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）</p> <p>⑰～⑳ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>㉑ (略)</p> <p>㉒ (略)</p> <p>36 介護予防短期入所療養介護（介護医療院型）</p> <p>⑳～㉔ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>㉕ (略)</p> <p>37 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>㉗～㉙ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>㉚ (略)</p> <p>38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>㉜～㉞ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>39 夜間対応型訪問介護</p> <p>㊱～㊳ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>40 地域密着型通所介護</p> <p>㊵～㊷ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>41 認知症対応型通所介護</p> <p>㊹～㊻ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>42 小規模多機能型居宅介護</p> <p>㊽～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>44 認知症対応型共同生活介護</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>ので、38⑧を準用されたい。</p> <p>45 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑧（略） ⑨ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。 ⑩（略）</p> <p>46 地域密着型特定施設入居者生活介護 ①～⑫（略） ⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第62号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ①～⑤（略） ⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、46⑬を準用されたい。</p> <p>48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ①～⑳（略） ㉘ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第73号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ①～⑨（略） ⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ①～④（略） ⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>51 介護予防認知症対応型通所介護 ①～⑪（略） ⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。 ⑬（略）</p> <p>52 介護予防小規模多機能型居宅介護 ①～⑥（略） ⑦ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。 ⑧（略）</p> <p>53 介護予防認知症対応型共同生活介護 ①～⑩（略） ⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。 ⑫（略）</p> <p>54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑦（略） ⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。 ⑨（略）</p>	<p>45 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑧（略） （新設）</p> <p>⑩（略）</p> <p>46 地域密着型特定施設入居者生活介護 ①～⑧（略） （新設）</p> <p>47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ①～⑤（略） （新設）</p> <p>48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ①～㉘（略） （新設）</p> <p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ①～⑨（略） （新設）</p> <p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ①～④（略） （新設）</p> <p>51 介護予防認知症対応型通所介護 ①～⑪（略） （新設）</p> <p>⑫（略）</p> <p>52 介護予防小規模多機能型居宅介護 ①～⑥（略） （新設）</p> <p>⑦（略）</p> <p>53 介護予防認知症対応型共同生活介護 ①～⑩（略） （新設）</p> <p>⑪（略）</p> <p>54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑦（略） （新設）</p> <p>⑧（略）</p>
第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて	第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 (1)～(3) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問型サービス (みなし)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については、「<u>地域支援事業の実施について</u>」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「<u>地域支援事業実施要綱</u>」(以下「<u>地域支援事業実施要綱</u>」という。)の別添1の1のル(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ル(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>3 訪問型サービス (独自)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については訪問型サービス (みなし)と同様であるので、<u>④を準用されたい。</u></p> <p>4 通所型サービス (みなし)</p> <p>① 「<u>職員の欠員による減算の状況</u>」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>⑪ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2のヲ(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ヲ(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u></p> <p>5 通所型サービス (独自)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については通所型サービス (みなし)と同様であるので、<u>⑪を準用されたい。</u></p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 (1)～(3) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問型サービス (みなし)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 訪問型サービス (独自)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 通所型サービス (みなし)</p> <p>① 「<u>職員の欠員による減算の状況</u>」については、「<u>地域支援事業の実施について</u>」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「<u>地域支援事業実施要綱</u>」(以下「<u>地域支援事業実施要綱</u>」という。)の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 通所型サービス (独自)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(様式)</p> <p><u>別紙1～別紙1-4 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙2 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙3～3-2 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙4 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙5～別紙5-2 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙10～別紙10-2 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙12～別紙12-14 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙13～別紙13-6 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙14 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙15 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙16 (削除)</u></p> <p><u>別紙17 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙18 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙19 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙20 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙24 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙25 (削除)</u></p> <p><u>別紙26 (内容変更有)</u></p> <p><u>別紙27 (内容変更有)</u></p>	

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<u>別紙28（削除）</u> <u>別紙29（内容変更有）</u>	